

大事な情報はインターネットで公表 「電子申請のトリセツ第2弾」重要事項サポートプラン むずかしい運営規程や重要事項を、チェックするフローチャート



介護事業所の運営規程や重要事項をサポート

介護業界の電子化や公表化を支援する公表システムサポート株式会社（東京都新宿区）では、2025年5月より、「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランをリリースしました。

今回の重要事項サポートプランでは、介護事業所の運営規程や重要事項にフォーカスして、2025年度から制度改定や情報の掲示・公表の仕方など、解説しています。

【電子申請のトリセツ】重要事項サポートプランは

介護事業所の運営規程や重要事項にフォーカスして、基本的な制度や規程の解説から、これまでの改定を踏まえた重要事項のチェック、「書面掲示」と「電子掲示」を組み合わせた情報の掲示・公表方法など解説しています。

- ・URL：https://www.kaigokensaku.net/support-plan/contract_member/
- ・対象者：介護事業所の代表者や管理者
- ・主な内容：解説するスライド、チェックするフローチャート、書面掲示と電子掲示を組み合わせた掲示・公表方法、ひな形（事例集）など

【令和6年度介護報酬改定における改定事項は】

- ・介護事業所の運営規程や重要事項等の情報は、事業所内での書面掲示に加えて、インターネット上での電子掲示が義務化されました。（令和7年度より義務付け）
- ・また令和3年度改定に引き続き、介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令も、一部改正されました。
- ・その対象は全ての介護サービス事業所になり、運営規程や重要事項等の情報を、これまでの改定に合わせて、あらためて見直す必要があります。

出典：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定について」より引用・編集

《《《前のプレスリリース [重要事項サポートプラン | 3分でわかるイントロダクション](#)》》》

このプレスリリースでは、介護事業所さんの目線で、むずかしい運営規程や重要事項を、わかりやすく解説するコンテンツとして、これらの法務情報を見直すチェックポイントをご紹介します。（5分ほどで読めるコンパクトな内容となっています）



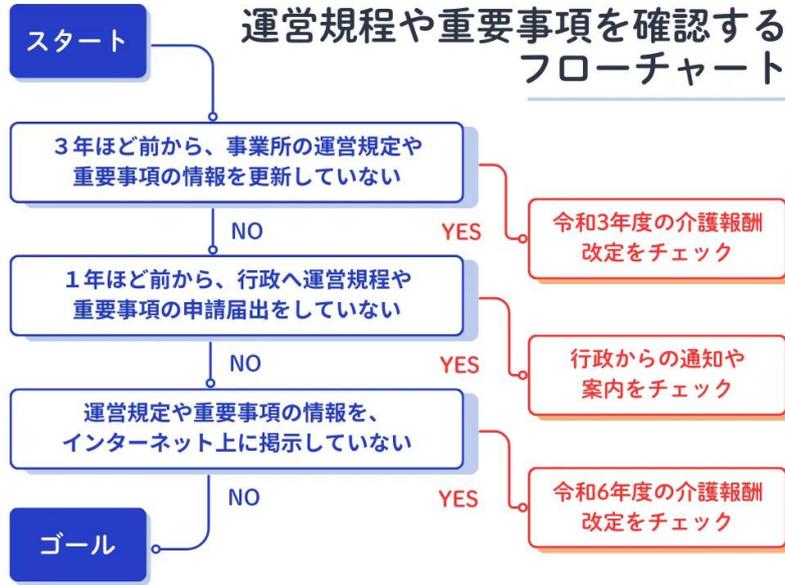
<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL：info@kaigokensaku.net WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>

むずかしい運営規程や重要事項を、チェックするフローチャート

◆フローチャートはかんたんな3問だけ

近年の社会情勢や事業環境を踏まえて、必要な運営規程や重要事項等の情報・方法などは追加されていますので、このようなチェックのフローチャートを使ってみるのもおすすめです。



◆1問目で引っかかった場合は

3年ほど前から、事業所の運営規定や重要事項の内容を変えていない場合には、「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」を踏まえた、必要な情報が追加されていない可能性があります。

令和3年度の改定では、感染症や災害の発生を踏まえた業務継続計画（BCP）の策定や、人権の尊重や人的事故・リスクに配慮した虐待防止などへの対応が必要となっています。

| 令和3年度介護報酬改定の概要 | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「 感染症や災害への対応力強化 」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「 地域包括ケアシステムの推進 」、「 自立支援・重度化防止の取組の推進 」、「 介護人材の確保・介護現場の革新 」、「 制度の安定性・持続可能性の確保 」を図る。 改定率： +0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年9月までの間） | |
| 1. 感染症や災害への対応力強化 ※各事項は主なもの | |
| ■ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築 ○ 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 ・ 感染症対策の強化 ・ 業務継続に向けた取組の強化 ・ 災害への地域と連携した対応の強化 ・ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応 | |
| 2. 地域包括ケアシステムの推進 | 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進 |
| ■ 住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進 ○ 認知症への対応力向上に向けた取組の推進 ・ 認知症専門ケア加算の期間拡大への拡充 ・ 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ ○ 認知症への対応の充実 ・ 在宅サービスの充実 ・ 施設等における評価の充実 ○ 医療と介護の連携の推進 ・ 老健施設との連携強化 ・ 長期入院患者の介護医療院での受入れ推進 ○ 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化 ・ 訪問看護や訪問入浴の推進 ・ 緊急時の応急対応の強化 ・ 介護人材の定員上乗りの明確化 ○ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 ・ 事務の効率化による減額制の緩和 ・ 医療機関との情報連携強化 ・ 介護予防支援の充実 ○ 地域の特性に応じたサービスの確保 ・ 過疎地域等への対応（地方分権促進案） | ■ 制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進 ○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化 ・ 計画作成や多職種会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化 ・ リハビリテーションマネジメントの強化 ・ 施設退所直後のリハの充実 ・ 通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進 ・ 通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化 ・ 介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化 ○ 介護サービスの質の評価と科学的取組の推進 ・ CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進 ・ ADL維持増進の取組 ○ 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進 ・ 施設での日常生活支援の評価 ・ 在宅ケア・リハ、縫製支援の強化 |
| 4. 介護人材の確保・介護現場の革新 | 5. 制度の安定性・持続可能性の確保 |
| ■ 喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応 ○ 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進 ・ 特定加算加算の介護職員間の配分率の柔軟化による取得促進 ・ 職員の離職防止・定額に資する取組の推進 ・ サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実 ・ 人員配置基準における自立支援への配慮 ・ ハラスメント対策の強化 ○ テクノロジーの活用や人員確保・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進 ・ 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和 ・ 会議や多職種連携におけるICTの活用 ・ 特設の併設の場合の業務等の緩和 ・ 3ユニットの認知症QHの複数職員体制の緩和 ○ 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進 ・ 署名・押印の見直し ・ 離職記録による保存等 ・ 運営規程の提示の柔軟化 | ■ 必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る ○ 評価の適正化・重点化 ・ 正付加算算定基準の計算方法の一部見直し ・ 訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し ・ 長期療養の介護予防リハの評価の見直し ・ 在宅療養支援指導の居住場所に応じた評価の見直し ・ 介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・ 介護職員処遇改善加算（IV）（V）の廃止 ・ 生活福祉の民間取組の多い利用者のケアプランの検証 ○ 報酬体系の簡素化 ・ 月額報酬化（療養通所介護） ・ 加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等） |
| 6. その他の事項 | |
| ○ 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化 ・ 高齢者虐待防止の推進 ・ 基準費用額（負費）の見直し ○ 基本報酬の見直し | |

《令和3年度介護報酬改定の概要：主な項目》

1. 感染症や災害への対応力強化

・ 感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、災害への地域と連携した対応の強化

6. その他の事項：高齢者虐待防止の推進

出典：厚生労働省「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より引用・編集

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL: info@kaigokensaku.net WEB: https://www.kaigokensaku.net/

むずかしい運営規程や重要事項を、チェックするフローチャート

1. 感染症や災害への対応力強化の内容は

厚生労働省の発表資料にも、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するため、重要事項やガイドラインの内容が掲載されています。

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施等
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】(※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

- ◆ **ポイント**
 - ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ◆ **主な内容**
 - ・BCPとは、
 - ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
 - ・介護サービス事業者に求められる役割
 - ・BCP作成のポイント
 - ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13645.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

出典：厚生労働省「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より引用・編集



これらの感染症や災害への対応については、3年の経過措置期間を経て、令和6年度までにそれらを踏まえた業務継続計画（BCP）や、具体的な取り組みとなる研修や訓練を実践していくことになります。

6. その他の事項：高齢者虐待防止の内容は

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけられました。（※3年の経過措置期間）

6. その他の事項

- 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式を作成・周知する。施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける（※）。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する（※）。組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する。（※6月の経過措置期間を設ける）
- 障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。（※3年の経過措置期間を設ける）
- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要対応を行う。

出典：厚生労働省「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より引用・編集



これらの虐待防止や身体拘束廃止・防止の対応は、介護事業所の体制加算にも連動しており、対応していない事業所については、減算の対象となってしまうので、留意しておきましょう。

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : <https://www.kaigokensaku.net/>

むずかしい運営規程や重要事項を、チェックするフローチャート

◆ 2 問目で引っかかった場合は

1 年ほど前から、行政へ運営規程や重要事項の申請届出をしていない場合には、行政からの通知や案内に沿って、必要な制度改定や体制加算の情報が提出されていない可能性があります。

前述のように、令和 3 年介護報酬改定によって、介護事業所の運営規程や重要事項に追加されたものが、3 年の経過措置期間を経て、令和 6 年までに対応を義務化するものが複数あります。

管轄する行政のケース事例として、東京都福祉局から介護事業所への通知や案内を見ると、次のような内容がホームページに掲載されています。（2025 年 5 月時点）

《東京都介護サービス情報のケース事例》

福祉局
Bureau of Social Welfare

局の分野別 組織情報 採用情報 届出・申請 資格・試験・免許 条例・計画・審議会 調査・統計

Language

刊行物・動画 お知らせ お問い合わせ

子供家庭 高齢者 障害者 生活の福祉 福祉の基盤づくり 保健・医療

福祉局トップ > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報

東京都介護サービス情報

既に指定を受けた介護事業者の皆様へ ↓

介護事業者の指定申請を予定している事業者の方へ ↓

事業者の皆様への連絡事項（利用者の安全確保に係る通知やその他通知等） ↓

都内の指定事業者の情報 ↓

介護保険

- 介護サービス事業所の B C P 策定支援事業
- 指定市町村事務受託法人の指定について
- 介護保険制度の住宅改修関係
- TOKYOかいごチャレンジインターンシップ(介護の仕事就業促進事業)
- 東京都介護サービス情報

○令和 7 年 4 月適用の業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算に関する届出

○【重要】介護職員等处遇改善加算について

○令和 6 年度介護報酬改定等について

○人員、設備及び運営に関する基準について

出典：東京都福祉局「東京都介護サービス情報」より引用・編集

▽▽▽

これらの対応は介護事業所の運営規程や体制加算にも連動しており、対応していない事業所については、運営指導や報酬減算の対象となってしまうので、留意しておきましょう。

管轄する行政は、都道府県の他に政令市・中核市などの市区町村、業務委託を受けている団体がありますので、地域ごとの指導・監督者へ確認してください

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

むずかしい運営規程や重要事項を、チェックするフローチャート

◆ 3問目で引っかかった場合は

インターネット上に掲示していない場合には、「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について」を踏まえた、情報掲示の内容や方法が対応していない可能性があります。

「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について」により、介護事業所の運営規程や重要事項等の情報は、事業所内での「書面掲示」に加えて、インターネット上での「電子掲示」が義務化されました。（※令和 7 年度からインターネット上での「電子掲示」が義務付け）

○「書面掲示」規制の見直し【全サービス対象】【義務】

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

| 概要 | 【全サービス】 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】 (※令和 7 年度から義務付け) | |

出典：厚生労働省「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について」より引用・編集

▽▽▽

このように運営規程や重要事項を掲載・公表する方法は、従来からの介護事業所内での「書面掲示」に加えて、新たにインターネット上での「電子掲示」が必要となります。

《参考情報》

上記の情報掲示の内容や方法については、全サービス種別を対象にした概要になり、個別のサービス種別ごとの運営規程についても、令和 6 年度に改定されているものもありますので、念のためチェックしておきましょう。

- ・厚生労働省「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- ・厚生労働省「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」
- ・厚生労働省「指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準」
- ・厚生労働省「指定介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準」
- ・厚生労働省「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

出典：厚生労働省ホームページより引用・編集

チェックするフローチャートの振り返り

介護事業所の運営規程や重要事項は

- ・このプレスリリースでは、介護事業所の運営規程や重要事項をチェックするフローチャートをご紹介します。
- ・このように運営規程や重要事項の情報を見直すには、これまでの省令や改定、行政からの通知や案内を踏まえて、主な変更時期やポイントを絞って、必要な情報をチェックしていくのが良いでしょう。（近年の社会情勢や事業環境を踏まえて、必要な運営規程や重要事項等の情報・方法などは追加されています）
- ・そして見直した後は、運営規程や重要事項の情報を更新して、「書面掲示」と「電子掲示」をセットで、それらの情報を掲載・公表していく流れになります。

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランは

3つのステップに分けて、介護事業所の目線で解説しています

重要事項サポートプランでは、「介護事業所の運営規程や重要事項の情報」にフォーカスし、3つのステップごとに分けて、重要事項のチェック、書面掲示と電子掲示を組み合わせた掲示・公表方法、ひな形(事例集)などを解説しています。



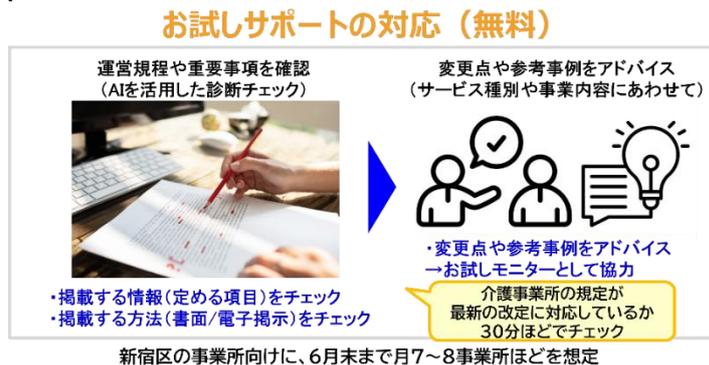
さまざまな介護事業所さん向けに、個別サポートやお試しサポートも用意しています

◆個別サポートの対応



グループ店/ F C店/事業継承ならではの
重要事項の手続きなどもサポート

◆重要事項のお試しサポート



プレスリリースについて〔お問合せ先〕

「公表システムサポート」運営事務局

- ・所在地：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-32-10
新宿区立高田馬場創業支援センター
- ・事務局(代表)：高瀬 誠
- ・連絡先：<mailto:info@kaigokensaku.net>
- ・WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>

公表システムサポート
ギューンとDX!



<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL：info@kaigokensaku.net WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>